

2017 年金 3: 秋学期講義 現代哲学講義、認識論

講義題目：共有知とは何か？

第 7 回講義 (20171124)

§ 1 共有知とは何か？

§ 2 Searle の collective intentionality

- 1 サールの志向性 (Intentionality) 論
- 2 集团的志向性
- 3 協力関係(cooperation)と集团的承認(collective recognition)の区別
- 4 We-Intentionality による協力関係 Cooperation の再検討
- 5 「義務」(obligation)の I 志向性への還元不可能性の説明
- 6 ヘーゲルによる「契約」の分析とサールの立場

§ 4 共有知の限界と法

- 1 代理人による契約と共有知
- 2 法律は共有知によって成立するのではない。
- 3 言語の公共性は、共有知を必要とするのか、しないのか？

§ 5 Margaret Gilbert の共同コミットメント

- 1 諸概念とその定義
- 2 共同コミットメントによる約束の義務の説明

§ 6 共同コミットメントと共有知

- 1 コミットメントは、問いに対する答えによって成立する。
- 2 個人的コミットメントと共同コミットメントの中間：約束
- 3 約束の一方の当事者としての共同性
一人称複数行為遂行発話は、共同コミットメントを構成する。

共同コミットメントの発話の言語行為 (再説)

・命題行為

命題の主語が、一人称複数形である場合。

「私たちは、・・・する」

命題の主語が、団体名である場合。

「〇〇株式会社は、本日、・・・を申請します」

「日本国は、〇〇条約を脱退する」

命題の主語が、集団のメンバーを枚挙する場合。

「X と Y は、P を知っている*」

(ここでの「知っている*」は通常の知っているとは異なる知、共有知である)

「X と Y は、一団体として、…することに共同でコミットする」

・発話内行為

主張、行為指示、行為拘束、表現、宣言、質問などの発話内行為を、集団として行う。

広松の四肢構造論によれば、認識や行為の主体と客体は、それぞれ二肢構造をもっている。

「S は、A として、O を B として、知る (行う)」

という構造を持つ。この主体の側の二肢構造を明示化して、次のように分析できる。

「私こと、〇〇株式会社の社長××は、〇〇株式会社として、本日・・・を申請し

ます」

「私こと、日本国総理大臣××は、日本国として、〇〇条約を批准します」
このように表現するとき、個人 S が、団体 A の代表として、あるいは団体 A それ自体として、発話することになる。

しかし、主語が「個人 S が、団体 A として、…」であるならば、これは個人の志向性に還元できる可能性がある。つまり、団体として発話していることが、個人 S の幻想である可能性がある。団体のメンバー全員が、同じ幻想をもっており、それにしたがって、行為して、集団的な目標が達成されたとしても、それは偶然的な達成であり、集団的な行為、集団的なコミットメントがあったように見えるだけであり、実際にはそこに集団的な行為、集団的なコミットメントが成り立っていたとはいえない。団体が一つの人為人格として、コミットすることを明確に表現するには、次のように団体が主語になる必要があるだろう。

「団体 A は、個人 S を代表者として、本日…を申請します」

「団体 A としての個人 S」が主語になるのではなく、「個人 S としての団体 A」が主語になる必要があるだろう。ここでは、個人 S は、団体 A の言葉と行為を代理して、語り行為指定しているのであり、権利上は、彼の語りと行為は、団体 A の語りと行為である（参照、ホップズ『リバイアサン』）したがって、より明確にいうと、次のようになるだろう。

××は、〇〇株式会社の社長として、「〇〇株式会社は、…を申請します」と語る。

××は、日本国総理大臣として、「日本国は、〇〇条約を批准します」と語る。

語ったり行為したりするのは、(AI が登場するとき、状況は変化するだろうが) 現状では個別的な人間にしかできないので、このようになる。

・発話の前提の妥当要求

発話の前提を命題行為がもつ意味論的前提、発話内行為がもつ語用論的前提に区別できる。この文脈では、語用論的前提が重要になるだろう。語用論的前提の分析には、ハーバーマスの 3 つの妥当要求の分析が有用なので、ここでは、とりあえず、それをもとに考えたい。（詳しくは、講義ノート「2016ws10」を参照）

オースティンとサールの言語行為を再分類するとき、ハーバーマスの言語行為論をこの中に組み込むことができる。（参照、ハーバーマス『ポスト形而上学の思想』（原書 1988）藤澤賢一郎、忽那敬三訳、未来社、1990）

ハーバーマスは、全ての発話行為は、常に 3 つの局面で批判を受ける可能性があるという。つまり、「虚偽」「不誠実」「不当」という批判である。逆に言うと発話は常にこの 3 つの要求、つまり、「**真理性要求**」「**誠実性要求**」「**規範的要求**」を行っているということになる。

そして、これらの妥当要求は、全ての発話行為に含まれているのだが、現実の発話行為では、その一つが主題として際立たせられるので、発話行為は、「3 つの基本話法」に分類されることになる。つまり、「**事実確認的発話行為**」「**表示的発話行為**」「**規制的発話行為**」である。

この 3 つは、私が提案した 4 つの言語行為（命題行為。発話の前提妥当要求、発話内行為、発話媒介行為）の区別とどう関係するだろうか。ハーバーマスが指摘するように、全ての発話は 3 つの妥当要求を持っているとしよう。そしてそれらが明示されて

いる場合には、それは発話内行為になっているだろう。その限りで、サールの分類と次のように対応するだろう。

「主張型発話」＝「事実確認的発話行為」

「表現型発話」＝「表示的発話行為」

「行為指示型」「行為拘束型」「宣言型」＝「規制的発話行為」

しかし、すべての発話が 3 つの要求を持つので、「主題」化されていない要求は、発話の「前提妥当要求」に属すると考えることができる。例えば、主張型は、真理性要求を明示化しているが、その他の誠実性要求、規範的要求は、発話の前提妥当要求に含まれていると説明できる。また、主張型発話においても、全ての真理性要求が明示化されているのではなくて、主張の意味論的前提の真理性の妥当要求などは、「前提妥当要求」として暗黙的に要求されていると考えることができる。したがって、<発話の前提妥当要求には、常にハーバーマスの言う 3 つの妥当要求が含まれており、発話内行為は、一種類の妥当要求を、しかもその一部分を明示化している>と考えることができる。

共同コミットメントの発話もまた、上記の 3 つの要求を行っているだろう。

* 真実要求

真実要求とは、その発話の意味論的前提や語用論前提が真であることである。

「日本国は、〇〇条約を批准します」の場合には、「日本国」や「〇〇条約」の指示対象が存在することが意味論的前提となり、日本がまだ批准していないことが語用論的前提となるだろう。そして、それらが真であるという要求になるだろう。

* 規範的妥当要求

規範的妥当要求とは、例えば、日本がその条約を批准するための要件を満たしているという要求になるだろう。

* 誠実性要求

誠実性要求とは、個人の約束の場合と同様に、日本国が条約を守る意思をもっているという要求になるだろう。したがって、共同コミットメントにおける誠実性要求は、信頼への要求になるだろう。

「日本国は、〇〇条約を批准します」の場合には、どのようなものになるだろうか。

注：Margaret Gilbert のサール批判：主観主義の立場と客観主義の立場

ギルバートは、サールは、we-thought の拡散 (proliferation) を述べているだけであり、それだけでは、an aggragate of persons を説明できても、an association of person を説明できないという。(p. 344) 彼女はそれを「主観主義の立場」(the subjectivist stance) とよび、自分は「客観主義の立場」(the objectivist stance) を主張する(p. 344)。彼女によれば、この立場は、「私」ではなく、「わたしたち」という語で人が考えるための客観的な基礎を提案する。客観的な基礎の一つは、社会契約や社会的合意である。

「ひとはおそらく、どのような合意も「私達」(we)を創造する、と主張できる。そのメンバーは、「私達のもの」として、その合意それ自身に少なくとも言及できる」(p.345)

注：Margaret Gilbert の basic and derived joint commitments (p. 362)

ギルバートは、人々の合意によってその人達の中に最初に共同コミットメントが成立するとき、それを「基礎的共同コミットメント」(a basic joint commitment)とよび、それらの結合体 association が集まって、共同コミットメントを形成するとき、それを「派生的共同コミットメント」(a derived joint commitment)と呼ぶ。最初の合意(基

礎的共同コミットメント)でできる結合体が、新たに、他の人や結合体と何かを合意をする時、そこにより大きな結合体ができる。

ギルバートは、言及していないが、最初の合意は、まだサールで解釈できるが、結合体が、新たに他のものと何かを合意するとき、合意の一方の当事者となる。このとき、結合体は、結合体として行為主体となるのではないか。このとき、association はもはや aggregate とはみなし得ない。「わたしたち」の語で語る客観的な基礎は、ここに成立するというべきではないだろうか。

4 問答関係と共有知

問答による共有知の形成

問答が成立するときには、共有知の成立が不可避である。

- 1、Aの発話が、質問として、Bに向けられていること。
- 2、Bの発話が、Aの質問に対する返答として、Aに向けられていること。
- 3、1と2が、AとBの相互知識ないし共有知になっていること。

Aが2を知ることによって、AはBに返答することが求められるだろう。たとえば、次のように。

A:「何にしますか」

B:「この100円のリンゴを一個ください」

A:「はい、ありがとうございます」

これで、AとBの間に問答がなりたったことが、共有知となっている。

この例では、発話の内容によって、約束が成立している。

ある人のある発話が、主張になるのは、その人が主張のつもりで発話することによってではなくて、主張のつもりで発話していると聞き手が理解すること、あるいは聞き手がそのように理解していると話し手が理解すること、によって、成立する。発話内行為が成立するのは、話し手の意図よりもむしろ、ある発話内行為が行われていることについての相互理解によってである。そのような相互理解は、主張をある問いに対する答えとして理解することによってである。

共有知と個人知を問答によって区別する

事実に関する問答

A「ブータンの首都はどこですか？」

B「ティンブーです」

A「そうですか、ありがとう」

Aの質問の前には、Aがブータンの首都の名前を知りたがっていること、ブータンの首都の名前を知らないこと、はAさんの個人知である。Aの質問によって、AとBのそれは共有知になった。Bの返答の前には、「ブータンの首都はティンブーである」はBの個人知であり、共有知ではなかったが、Bの返答によって、AとBの共有知となる。

AがBに何かを問うとすれば、Aは、<Aはその答えを知らないが、Bがその答えを知っている可能性があること>を想定している。

問答によって、共有知が増加していく。この変化は、どちらかの個人知であったものが、両者の共有知になるという変化だけではない。次のような場合があるからである。

売買の場合

A:「何にしますか」

B:「この100円のリンゴを一個ください」

A:「はい、ありがとうございます」

この問答によって、AとBの間に売買についての合意が成立し、そのことが共有知になっている。この売買は、この問答によって成立したのであり、問答以前には成立していなかったの、それについての共有知も個人知もなかった。

この問答において、Bは、「この100円のリンゴを一個ください」という前から、リンゴがほしかったのだとしよう。

#記述知と実践知の区別を、問答から説明する

記述的共有知は、問う者が知らず、答える者が知っていた個人知が、問答によって共有知になったものである。実践的共有知は、問う者も答える者も知らず、問答によって共有知として出現する。記述知と実践知の区別は、問答関係の違いとして説明できる。

<<Final Report について>>

テーマ：共有知に関連するテーマを自由に設定してください。

形式：問題設定（一つの疑問文で表現すること）

問題の説明

解答

解答の証明

分量：3000字～4000字

用紙：A4、40字×30行

締め切り：2017年12月20日、

提出先：入江のメールボックス（文学部ロビー）

<ミニレポート課題>

「We 志向性を I 志向性に還元できるか、できないか」という問いにおける「還元」とはどういうことか？

参考：

サールは『心』*Mind* の第4章で、還元(reduction)を3つに区別する。

①存在論的還元：物体→分子

「AはBからできている」というとき、これを「Aの存在は、Bの存在に還元できる」と言える。

②因果的還元：固体→分子のある振る舞い

「性質Aが性質Bから説明できる」とか、「機能Aを機能Bから説明できる」というとき、「Aの性質/機能を、Bの性質/機能に還元できる」といえる。これは、「機能的還元」「性質的還元」といってもよいかもしれない。

サールは、意識→神経の振る舞い、意識の性質を神経の振る舞いで説明する、あるいは意識の機能を神経の機能で説明できると考える。

③消去的還元：日没→地球の自転

還元のこの分類に基づけば、物理主義を次のように整理できる。

A 還元主義的物理主義

- ・タイプ同一説は、「心の存在論的還元」を主張している。
- ・機能主義は、「心の機能的還元」を主張している。
- ・消去主義は、「心の消去的還元」を主張している。

B 非還元主義的物理主義